

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 2 月 9 日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 加藤 隆司

1. 業務概要

- (1) 業務名 那覇空港西側整備地区用地造成実施設計
(電子入札対象案件)
- (2) 業務場所 那覇空港
- (3) 業務内容 本業務は、西側整備地区のナイトステイエプロン整備に伴う用地造成、ケーブルダクト、上下水道等に移設、新設するための実施設計、ボックスカルバート電気防食更新並びにボックスカルバート補修の実施設計を行うものである。

設計業務	1 式
・ 用地造成実施設計	1 式
用地造成実施設計	0.53ha
・ ケーブルダクト実施設計	1 式
ダクト平面縦断設計	0.19km
ダクト断面設計	1 断面
・ 上下水道設計	1 式
上下水道設計	110m
・ ボックスカルバート電気防食更新実施設計	1 式
ボックスカルバート電気防食更新実施設計	8.5m
・ ボックスカルバート補修実施設計	1 式
ボックスカルバート補修実施設計	60m
・ 管渠実施設計	1 式
管渠断面設計	1 断面
護岸貫通設計	1 箇所
・ 協議資料作成	1 式

積算資料等作成業務	1 式
・特記仕様書作成	1 工事
・積算資料作成	1 工事
・積算システム入力	1 工事

- (4) 履行期間 契約締結の翌日から平成 28 年 8 月 19 日まで
- (5) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までに大阪航空局の平成 27・28 年度一般（指名）競争参加資格者のうち「建設コンサルタント」で A 等級の認定を受けていること。
（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成 26 年 10 月 1 日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（2. (2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 6 月 28 日付空経第 386 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成 17 年 4 月 1 日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす業務の実績を有する者であること。（再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合に限る。）

なお、当該実績が国土交通省の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が 60 点未満であるものを除く。

・空港における土木施設の実施設計業務

(7) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

1) 技術士（総合技術監理部門（建設－港湾及び空港）又は建設部門（港湾及び空港））、R C C M（港湾及び空港）の何れかの資格を有する者。

2) 2. (6)に掲げる業務の経験を有する者であること。なお、照査技術者としての実績は認めない。

(8) 大阪航空局が発注した「建設コンサルタント」（土木施設実施設計）の業務で、平成 25 年 4 月 1 日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が 65 点以上であること。

(9) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(10) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559

大阪府中央区大手前 4 丁目 1 番 76 号 大阪合同庁舎第 4 号館 15 階

国土交通省 大阪航空局 総務部 経理課 契約係

電話番号 06-6949-6206

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成 28 年 2 月 9 日から平成 28 年 2 月 18 日まで。（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、09 時 00 分から 17 時 00 分までの間。）

交付場所 1) 3. (1) 担当部局

2) 〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺 531-3

国土交通省大阪航空局那覇空港事務所会計課

電話 098-859-5106

3) 3. (2) 1) 及び 3. (2) 2) の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、3. (1) に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成28年2月9日から平成28年2月18日まで。(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

提出場所 3.(1)に同じ。

提出方法 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)することにより行うものとする。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法、入札執行回数

入札日時 平成28年3月10日 9時00分から17時00分まで

提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、開札日時までに3.(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札日時 平成28年3月11日 15時00分

開札場所 大阪航空局13階入札室

入札執行回数 原則として2回を限度とする。ただし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
上記(1)の担当部局と同様。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細

は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査（低入札価格調査）を実施する。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 3. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(9) その他詳細は入札説明書による。